

監査公表第 529 号

平成 17 年 5 月 16 日監査公表第 521 号において公表した平成 16 年度財政援助団体監査の結果に基づき講じた措置について 地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、京都市長及び教育委員会から通知があったので、次のとおり公表します。

平成 18 年 2 月 10 日

京都市監査委員 田 中 セツ子
同 小 林 昭 朗
同 江 草 哲 史
同 藤 井 昭

平成 16 年度財政援助団体監査結果に対する措置状況

(産業観光局 - 1)

監 査 の 結 果
<p>2 京都市中央市場衛生自治会</p> <p>ア 団体の当該補助金に係る出納その他の事務については、おおむね適正に執行されていると認めたが、財政状況について、収支決算書を見ると、団体の将来の事業のため積立てをしているが、その団体運営経費と補助対象事業とが区分されていなかった。</p> <p>会計の内容を明りょうに表示するため、補助対象事業に係る収支と団体運営に係る収支を経理区分されたい。</p> <p>イ 本市所管課の当該補助金に関する事務については、おおむね適正に執行されていると認めたが、一部に次のような事項があった。</p> <p>(ア) 補助金の交付申請に当たり、清掃作業収支予算書を添付するとなっているが、補助対象事業以外の収支を含む団体全体の予算書が添付されていた。</p> <p>補助対象事業に係る予算書を提出させたい、交付決定するなど適正な事務処理をされたい。</p> <p>(イ) 補助金の交付について、事業の完了を確認するために事業報告書、収支決算書等が必要であるが、交付条件として交付通知書に提出を求めていなかった。</p> <p>補助金の交付に当たり、交付通知書に交付条件として事業報告書、収支決算書等の提出を求めることを明記されたい。</p>

講 じ た 措 置

ア 京都市中央市場衛生自治会に対し指導を行った結果、同会から、会計の内容を明りょうにするため、補助対象事業に係る収支と団体運営に係る収支を経理区分する改善措置を講じたとの報告を受け、その内容を確認した。

イ(ア) 補助金交付申請書に、補助対象事業に係る予算書を添付させるよう改めた。

(イ) 補助金交付通知書に、事業報告書、収支決算書の提出について記載するよう改めた。

監 査 の 結 果

3 京都観光ルネッサンス事業推進協議会

ア 団体の当該負担金に関する事務については、おおむね適正に執行されていると認めたが、支出事務について、出納員として事務局長を充てるという規定しかないうえ、実際の事務も出納員以外の職員が1人で行っており、会計処理上の責任体制が不明確となっていた。

複数の職員による支出確認を行うなどの規定の整備を含め、会計処理上の責任体制を明確にされたい。

講 じ た 措 置

京都観光ルネッサンス事業推進協議会に対し指導を行った結果、同会から会計処理上の責任体制を明確にするため会計規程を改正するとともに、支出事務及び支出確認をそれぞれ複数の職員が行う改善措置を講じたとの報告を受け、その内容を確認した。

監 査 の 結 果

5 京都授産振興センター

イ 本市所管課の当該補助金に関する事務については、おおむね適正に執行されていると認めたが、一部に次のような事項があった。

補助金の交付決定については、

(ア) 所管課が算出根拠としている人件費が団体の実態に見合ったものとなっていなかった。

(イ) 所管課が算出している事業費の内訳が明確になっていなかった。

(ウ) 補助対象事業の範囲が明確になっていなかった。

補助金額の算定方法を改めるとともに、補助対象事業の範囲を明確にしたうえで交付決定されたい。

講 じ た 措 置

京都授産振興センター運営補助要綱を制定し、

(ア)及び(イ) 京都授産振興センターから提出される京都授産振興センター運営補助金交付申請書(事業計画書及び収支予算書を添付)に基づき、実態に見合った人件費の補助対象経費を算定するとともに、事業費の内訳を明確にした。

(ウ) 補助対象事業の範囲については、同センター運営に係る人件費、運営費及び事業費であることを明確にした。

監 査 の 結 果

6 社団法人京都手をつなぐ育成会

ア 団体の当該補助金に係る出納その他の事務については、おおむね適正に執行されていると認めたが、補助対象事業の収支決算書において、平成16年3月31日付けで追加決定を受けた補助金を未収金に計上していなかったこと及び勘定科目が異なる支出を同一の勘定科目に含めていたことにより、決算額を誤っていた。

正確な決算事務を行い、適正な事務処理をされたい。

講 じ た 措 置

社団法人京都手をつなぐ育成会に対し指導を行った結果、同会から、追加決定を受けた補助金を未収金に計上していなかったこと及び勘定科目が異なる支出を同一の勘定科目に含めていたことによる決算額の過誤を是正し、更正後の収支決算書を提出する改善措置を講じたとの報告を受け、その内容を確認した。

監 査 の 結 果

6 社団法人京都手をつなぐ育成会

イ 本市所管課の当該補助金に関する事務については、おおむね適正に執行されていると認めたが、一部に次のような事項があった。

補助金の交付決定及び履行確認については、

(ア) 所管課が算出根拠としている人件費が団体の実態と見合ったものになっていなかった。

(イ) 所管課が算出している事業費の内訳が明確になっていなかった。

(ウ) 補助対象事業の範囲が明確になっていなかった。

(エ) 補助金を追加交付しているにもかかわらず、その分を含まない収支決算書を受理していた。

補助金額の算定方法を改めるとともに、補助対象事業の範囲を明確にしたうえで、適切な指導監督を行われたい。

講 じ た 措 置

知的障害者自立訓練センター運営費補助金交付要綱を制定し、

(ア)及び(イ) 社団法人京都手をつなぐ育成会から提出される知的障害者自立訓練センター運営費補助金交付申請書(事業計画書及び収支予算書を添付)に基づき、実態に見合った人件費の補助対象経費を算定するとともに、事業費の内訳を明確にした。

(ウ) 補助対象事業の範囲については、同センター運営に係る人件費、運営費及び事業費であることを明確にした。

(エ) 追加交付した補助金の分も含めて収支決算報告書を作成するよう指導し、修正された収支決算書を受理した。

監 査 の 結 果

8 社団法人京都府歯科医師会

ア 団体の当該補助金に係る出納その他の事務については、おおむね適正に執行されていると認めしたが、社団法人京都府歯科医師会は、歯科サービスセンター事業補助金をはじめ 13 の事業等に対する補助金を受けており、補助対象事業等の収支決算書及び実績報告書において、各補助金に対する補助対象事業等を区分しているが、他の補助金の対象経費であるものが収支決算書に計上されていたものや補助金の対象でない経費が実績報告書に含まれていたものがあつた。

補助金の対象経費を明確に区分し、適正な事務処理をされたい。

講 じ た 措 置

社団法人京都府歯科医師会に対し指導を行った結果、同会から次のとおり改善措置を講じたとの報告を受け、その内容を確認した。

- 1 対象経費については、補助金ごとの区分を明確にして経理を行い、他の補助金の対象経費を誤って計上することのないようにした。
- 2 補助金の対象でない経費（京都市外で実施された補助対象外事業の経費など）については、補助金の対象経費と区分を明確にして経理を行い、誤って報告を行うことがないようにした。

監 査 の 結 果

8 社団法人京都府歯科医師会

イ 本市所管課の当該補助金に関する事務については、おおむね適正に執行されていると認めしたが、一部に次のような事項があった。

(ア) 補助金の交付に当たっては、団体から提出された申請書及び事業等に関する収支予算書に基づき決定を行っているが、

a 補助対象事業の交付基準が明確になっていなかった。

b 補助対象事業の履行確認が不十分であった。

交付目的及び補助対象事業の範囲を明確にして交付決定するなど、適正な事務処理をされたい。

講 じ た 措 置

a 補助対象事業の交付基準については、補助金交付要綱の制定等により、補助対象事業の交付基準を明確にした。

b 補助対象事業の履行確認については、実績報告に際して詳細な実績報告や成果物の提出を求めることにより、適正な履行確認を行った。

監 査 の 結 果

9 社団法人京都府医師会

イ 本市所管課の当該補助金に関する事務については、おおむね適正に執行されていると認めしたが、2種類の異なる補助金に関する収支決算書に同一の経費が補助対象事業に要したものとして重複して計上されていた。

補助金の交付決定の際に補助対象事業の範囲を明確に通知しておくなど、適正な事務処理をされたい。

講 じ た 措 置

各補助対象事業について、補助金交付要綱の制定等により対象事業の範囲を明確にし、交付団体に通知した。

監 査 の 結 果

12 社団法人京都市私立幼稚園協会

ア 団体の当該補助金に係る出納その他の事務については、おおむね適正に執行されていると認めしたが、補助金のうち、それぞれの個別の事業収支予算書及び収支計算書に計上されていた地域子育て相談事業補助金、障害児教育振興事業補助金及び読書活動推進事業補助金については、協会が収入し、支出しているものであることから、協会の収支予算書及び収支計算書において、統合した形で計上すべきものである。

すべての補助金を統合した形で収支予算書及び収支計算書に計上された
い。

講 じ た 措 置

社団法人京都市私立幼稚園協会に対し指導を行った結果、同会から、収支予算書及び収支計算書については、分類されていた補助金をすべて統合した形で計上するよう改める改善措置を講じたとの報告を受け、その内容を確認した。

監 査 の 結 果

12 社団法人京都市私立幼稚園協会

イ 本市所管課の当該補助金に関する事務については、おおむね適正に執行されていると認めたが、5月1日を基準日として各幼稚園に在籍する障害のある幼児数を基礎として算定し、協会を通じて障害のある幼児が通園する幼稚園に交付されている障害児教育振興事業補助金については、協会から平成15年12月に補助金交付申請書が提出され、これを受けて同月に前金払の支出方法で補助金交付決定が行われているため、事業の実施に比べ補助金の交付時期が著しく遅かった。

この補助金の目的が幼稚園における障害児教育の充実及び振興を図るものであることから、交付申請の早期化の指導を行い、支出時期を早められたい。

講 じ た 措 置

社団法人京都市私立幼稚園協会に対し、障害のある幼児の基礎数の決定を、迅速かつ適正に行うことと、あわせて、当該基礎数の決定後速やかに補助金交付申請書を提出するよう指導した。

平成17年度については、10月に補助金交付申請書が提出され、11月に交付決定を行った。

(監査事務局第二課及び同事務局第三課)